

災害救助法施行細則の一部改正について

1 改正の概要

災害救助法（以下「法」という。）の施行に関しては、災害救助法施行令及び災害救助法施行規則に定めるもののほか、本県において災害救助法施行細則（以下「細則」という。）を定めている。

この度の改正は、令和 7 年 6 月 1 日付けで改正刑法が施行されることに伴う法改正に併せ、細則様式の改正を行うもの。

2 改正の内容

下表のとおり法改正されることに併せ、細則別記第七号様式の裏面中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

災害救助法（新旧）

改正後（令和 7 年 6 月 1 日 施行）	改正前（令和 4 年 6 月 17 日 施行）
第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかった者	第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 第七条第一項又は第二項の規定による従事命令に従わなかった者

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日